

# 感染症指定医療機関の指定基準・配置基準等

	感染症指定医療機関			
	特定感染症指定医療機関	第一種感染症指定医療機関	第二種感染症指定医療機関	結核指定医療機関
指定基準	新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する病院	一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する病院	二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する病院	結核患者に対する適正な医療を担当する病院若しくは診療所又は薬局
	都道府県知事と協議の上、厚生労働大臣が定める。	厚生労働大臣の定める基準に適合する病院で都道府県知事が定める。	厚生労働大臣の定める基準に適合する病院で都道府県知事が定める。	厚生労働大臣の定める基準に適合する病院で都道府県知事（保健所設置市等においては保健所設置市等の長）が定める。
配置基準	—	都道府県の区域ごとに1か所 2床	二次医療圏ごとに1か所 その人口に応じた病床数	都道府県の区域ごとに都道府県知事が定める数
都内指定状況 (R5.4.1)	1病院（4床）	4病院（8床）	10病院（106床）	【結核病床を持つ医療機関】 12病院（351床）：職域除く

第一種協定指定医療機関
<b>病床の確保</b>
新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新興感染症の入院を担当する病院
厚生労働大臣の定める基準に適合する病院で都道府県知事が定める。

第二種協定指定医療機関			
発熱外来		自宅療養者等への医療の提供	
病院、診療所		薬局	訪問看護事業所
新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新興感染症の発熱外来、自宅療養者等への医療の提供を担当する医療機関、薬局等			
厚生労働大臣の定める基準に適合する病院で都道府県知事が定める。			

（参考） 後方支援を行う医療機関
新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に第一種・二種協定指定医療機関に代わって患者を受け入れる医療機関
①特に流行初期の感染症患者以外の患者の受入 ②感染症から回復後に入院が必要な患者の転院の受入